

AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.17 2016

CONTENTS

Articles

The Article 9 and the Right of Collective Self-Defence	AIZU Akio	1
Ways of Applying Kant's Categorical Imperative to Law:		
As A Priori or Universal?	ITO Go	14
The Point at Issue between Enforcement of Visitation Rights and the Visitation Support of Parent and Child		
WATANABE Yoshihiro	34	
The Duty of Good Faith in Collective Bargaining:		
Focusing on the Unfair Labor Practice Cases in Taiwan	LIAO Hsiuya	51
Contemporary Trends of Presumed Damages in American Defamation Law:		
A Focus on the Function of the Rule Permitting Presumption of Damages	YOSHIMURA Kenshin	67

Reserch Note

Der Jurisdiktionsstaat	HORIUCHI Takeshi	87
------------------------------	------------------	----

Case Comments

The Nuclear Accident and the Suicide of an Evacuee	FUKUTA Kentaro	98
Offsetting of the Bank with the Deposit by the Incorrect Transfer	KURIBARA Yukiko	109
Constitutionality of the Provision about the Period of Prohibition of Remarriage	OOTAKE Akihiro	117

青森法政論叢

第17号 2016年

目 次

論 文	
憲法第九条と集団的自衛権.....	會津 明郎 1
カント定言命法の法学的応用可能性を求めて —アブリオリなのか普遍なのか—.....	伊藤 剛 14
面会交流の強制と援助の狭間に見えるもの —援助制度の現実にバランスある強制を—.....	渡辺 義弘 34
台湾労働協約法における誠実交渉義務 —裁決決定の批判的検討—.....	廖 修雅 51
アメリカ名誉毀損法における推定的損害賠償の現代的動向 —損害推定の機能に着目して—.....	吉村 顕真 67

研究ノート

司法国家の憲法論・雑感.....	堀内 健志 87
------------------	----------

判例研究

原発事故と避難者の自死との間の相当因果関係.....	福田健太郎 98
誤振込による預金債権と被仕向金融機関の貸金債権との相殺.....	栗原由紀子 109
再婚禁止期間規定の合憲性.....	大竹 昭裕 117

青森法学会

青森法学会規約

第1条（名称） 本会は「青森法学会（Aomori Law Institute）」と称する。

第2条（目的） 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることをもって目的とする。

第3条（事業） 本会は次の事業を行う。

1 研究会・講演会の開催

2 研究誌の発行

3 その他、総会で適切と認めた事業

第4条（事務局） 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。

第5条（会員） ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。

1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者

2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家

3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者

4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者

②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。

③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

第6条（役員） ①本会に次の役員を置く。

1 会長 1名

2 理事 若干名

3 監事 1名

②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。

④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。

第7条（総会） ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。

②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。

③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第8条（改正） 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員 会長 堀内健志（弘前大学名誉教授） 理事 大竹昭裕（青森県立保健大学）
理事 大野拓哉（弘前学院大学） 理事 尾崎正利（青森中央学院大学）
理事 小俣勝治（青森中央学院大学） 理事 宮崎秀一（弘前大学）
監事 村松恵二（弘前大学名誉教授）

青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。

2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。

3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。

①青森法学会の会員

②編集委員会が特に認めた者

4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。

5. 本誌に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文 70枚以内 研究ノート 40枚以内 判例研究 30枚以内

報告 30枚以内 書評 20枚以内

6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。

7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求めことがある。

執筆者紹介

會津 明郎（憲法）

伊藤 剛（秀光中等教育学校 法哲学）

渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）

廖 修雅（労働法）

吉村 顕真（弘前大学 民法）

堀内 健志（弘前大学名誉教授 憲法）

福田健太郎（近畿大学 民法）

栗原由紀子（尚絅学院大学 民法）

大竹 昭裕（青森県立保健大学 憲法）

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕（委員長） 小俣勝治

児山正史 西東克介

2016年8月31日発行 ¥1200+税

編集兼
発行者 青森法学会

〒036-8560 弘前市文京町1番地
弘前大学人文社会科学部内

印刷所 ぶりんていあ第二